

障害福祉サービスを長年利用された65歳以上の方へ 介護保険サービスの利用負担を軽減します。

65歳になるまでの5年間にわたり特定の障害福祉サービスを利用し、下記の要件を満たす場合は、介護保険移行後に使用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

<要件>

◎次の①～④のすべてを満たす方

- ①65歳に達する日前5年間にわたり特定の障害福祉サービス（注1）を利用して
おり、介護保険移行後これらに相当する介護保険サービス（注2）を利用する者
注1）居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所
注2）訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護
- ②利用者とその配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度に
（65歳に達する日の前日が4～6月の場合は前年度）市民税非課税又は生活保護世帯で
あった者
- ③65歳に達する日の前日に障害支援区分が区分2以上であった者
- ④65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない者

要件を満たす方

<必要なもの>

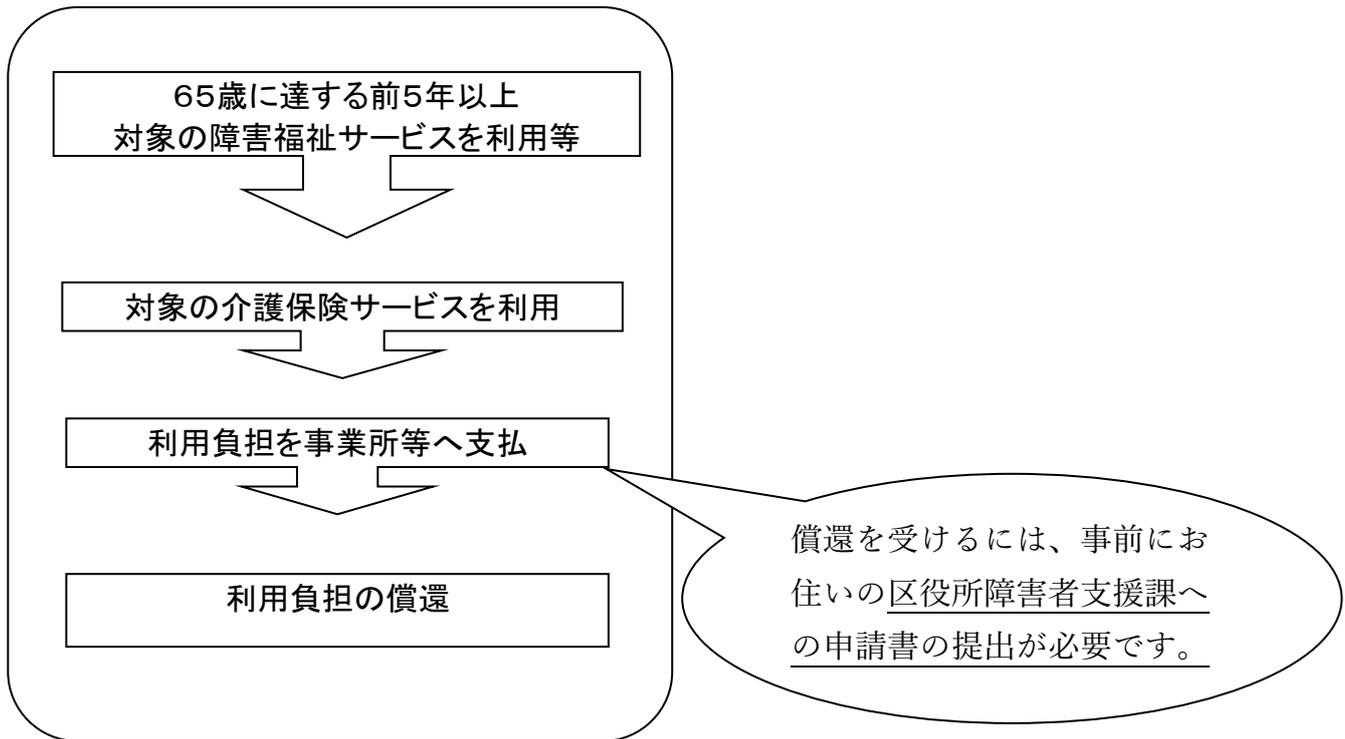
- ・申請書
- ・本人名義の銀行名、口座番号がわかる書類の写し
- ・介護保険被保険者証の写し
- ・印鑑

※ 初回にご提出していただいた後は、毎年12月に更新申請が必要です。

※ 要件を満たしているが、65歳以降市民税課税世帯となったため、支給を受けられなかった場合でも、その後の状況の変化により対象となる場合がありますので、状況に変化があった場合はご相談ください。

※ この給付の申請をサービス利用後5年間行わないときは、受給することができません。

【償還の流れ】



窓口

区役所	所在地	電話番号
葵区障害者支援課	葵区追手町5-1	054-221-1589
駿河区障害者支援課	駿河区南八幡町10-40	054-287-8690
清水区障害者支援課	清水区旭町6-8	054-354-2168

発行：静岡市障害者支援推進課
電話 054-221-1098